

基調講演

日本はインターネット時代の到来に対応したIT化への取り組みが諸外国に比べ少し遅れていたため、二〇〇一年に「e-Japan戦略」を定め、五年以内に世界で最先端のIT(情報技術)国家になるべく、基盤整備を中心に進めてきた。さらに〇三年七月には「e-Japan戦略II」を策定し、整備した基盤をもとに実際に全国で活用を推進する新段階に入った。電子自治体とは簡単に言うと、従来紙を使っていた業務を電子化し、二十四時間三百六十五日、自宅や職場からオンラインで各種行政サービスを受けられるようにしようというもの。

そのためには基盤となるネットワークが必要で、行政専用のネットワークとして政府の各省庁を結ぶ「霞が関WAN」を、また全国の都道府県や市町村を結ぶ「総合行政ネットワーク(LGWAN)エルシク(LGWAN)エルシク」を整備した。さらに、行政機関が住民の本人確認を行う基盤として住民基本台帳ネットワークシステムが構築されている。

公的個人認証サービスと電子自治体の推進

総務省自治政策課 情報政策企画官 牧 慎太郎氏

は〇四年一月から開始し、〇四年度末までに十七都道府県がオンライン申請などを受け付ける



IT国家着実に実現

まき・しんたろう 1964年生まれ、兵庫県出身。86年東京大学法学部卒業、旧自治省入り。旧通産省基礎産業局総務課長補佐、島根県企業振興課長、同財政課長、総務省情報通信政策局地方情報化推進室長などを経て2003年8月から現職。

いわゆる。特長の二つは、住基カードの中の小さなコンピュータ、ICチップの中に電子証明書と暗号カギを格納するため、住基カードや携帯電話、磁気カードなどと違い、セキュリティが非常に高いこと。もう一点は、住民基本台帳ネットワークシステムと連動した構想が着実に実現へ向かっている。

システムを整備する。だ。また、情報セキュリティが容易にでき、「自分は基盤整備の一方で、情報セキュリティ・個人と、その運用をチェックする情報保護対策も大切で、総務省は各自治体に三点セットをお願いしている。一つは個人情報保護条例の制定だ。国は既に個人情報保護法を制定し、都道府県もすべて条例を制定したが、市区町村では二割弱が未制定。二つは個人情報保護の強化だ。国は既に個人情報保護法を制定し、都道府県もすべて条例を制定したが、市区町村では二割弱が未制定。三つは電子証明書の普及だ。国は既に電子証明書の普及を推進しているが、市区町村では二割弱が未制定。四つは電子証明書の普及だ。国は既に電子証明書の普及を推進しているが、市区町村では二割弱が未制定。五つは電子証明書の普及だ。国は既に電子証明書の普及を推進しているが、市区町村では二割弱が未制定。